

○南相馬市産業創造センター条例

令和2年3月25日

条例第13号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条第1項の規定に基づき、市内での新産業の創造に向けた研究開発を支援するとともに、市内産業の振興に資するため、南相馬市産業創造センター(以下「産業創造センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 産業創造センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 南相馬市産業創造センター

位置 南相馬市原町区萱浜字巣掛場45番地の245

(施設)

第3条 産業創造センターは、次に掲げる施設その他当該施設に付随する施設をもって構成する。

- (1) A棟 工場4区画、事務所8区画及び会議室
- (2) B棟 事務所8区画

(事業)

第4条 産業創造センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 起業支援の場所の提供に関すること。
- (2) 事業支援に関すること。
- (3) 人材育成に関すること。
- (4) 市内事業者との交流に関すること。
- (5) 企業及び事業に関する情報収集及び情報発信に関すること。
- (6) その他産業創造センターの設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(休館日)

第5条 産業創造センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (3) 1月2日及び1月3日並びに12月29日から12月31日までの日
- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者(法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。
- 3 前2項の規定は、第7条第1項の規定による許可を受けた者が、同項の休館日に施設(第3条に規定する施設をいう。以下同じ。)を利用することを妨げるものではない。

(開館時間等)

第6条 産業創造センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる施設の利用時間は、それぞれ当該各号に定

めるとおりとする。

(1) A棟のうち工場区画 1 から工場区画 4 まで及び事務所区画 1 から事務所区画 8 まで
午前 0 時から午後 12 時まで

(2) B棟のうち事務所区画 1 から事務所区画 8 まで 午前 0 時から午後 12 時まで

3 前 2 項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、開館時間又は利用時間を変更することができる。

(利用の許可)

第 7 条 別表に掲げる施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 指定管理者は、産業創造センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可をする際にその利用について条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第 8 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、産業創造センターの利用を許可しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 施設及び設備器具（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあるとき。

(3) その他産業創造センターの管理に支障を来すおそれがあるとき。

(利用許可の取消し等)

第 9 条 指定管理者は、産業創造センターの利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、第 7 条第 1 項の規定による許可を取り消し、又は施設の利用を制限し、若しくは停止させることができる。

(1) 利用の取消しを申し出たとき。

(2) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) 許可された内容と異なる利用が判明したとき、又は利用条件を遵守しなかったとき。

(4) 偽りの内容により申請を行う等の不正な手段で許可を受けたとき。

(5) この条例又はこの条例に基づく規則に違反しているとき。

2 前項の規定により利用者が損害を受けることがあっても、市及び指定管理者はその責めを負わない。

(目的外利用等の禁止)

第 10 条 利用者は、産業創造センターの許可を受けた目的以外に利用し、又はその利用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別設備等の許可)

第 11 条 利用者は、特別の設備をし、又は備付け以外の器具を利用し、若しくは造作を加えようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を得た上で、市長の許可を受けなければならない。

2 前項により生ずる費用は、当該利用者の負担とする。

(原状回復の義務)

第 12 条 利用者は、産業創造センターの利用が終了したとき、又は第 9 条の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

2 利用者が前項の規定による義務を履行しないときは、指定管理者又は市においてこれを執行し、その費用を利用者から徴収することができる。

（損害賠償）

第 13 条 施設等を毀損し、又は滅失した者は、それによって生じた損害額を市に賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

（指定管理者による管理）

第 14 条 市長は、指定管理者に産業創造センターの管理を行わせるものとする。

（指定管理者の公募）

第 15 条 市長は、指定管理者に産業創造センターの管理を行わせようとするときは規則で定める事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募しなければならない。ただし、産業創造センターの適正な管理を確保するため市長が特に認めたときは、この限りでない。

（指定管理者の業務の範囲）

第 16 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 産業創造センターの管理及び運営に関する業務
 - (2) 第 4 条各号に掲げる事業に関する業務
 - (3) 産業創造センターの利用許可等に関する業務
 - (4) 利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関する業務
 - (5) 利用料金の減額及び免除に関する業務
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、産業創造センターの管理運営上市長が必要と認める業務
- （指定管理者の指定の手続）

第 17 条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、南相馬市指定管理者選定審査委員会において、次に掲げる基準を総合的に審査し、最も適切な管理を行うことができると認める団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) サービスの向上を図ることができるものであること。
- (3) 産業創造センターの効用を最大限に発揮するとともに、管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
- (4) 産業創造センターの管理を安定して行うための物的能力及び人的能力を有するものであること。
- (5) 地域住民、団体及び行政との連携を図ることができるものであること。
- (6) 業務上知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

第2条第1項に規定する個人情報という。第19条及び第29条において同じ。)を漏らし、又は不当な目的に利用しない体制が整備されているものであること。

(7) その他公の施設の性質又は目的に応じて別に市長が定める基準

(指定管理者の指定等の公告)

第18条 市長は、前条の規定により指定管理者を指定したとき、又は第23条第1項の規定により指定の取消し若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

(管理の基準)

第19条 指定管理者は、次に掲げる基準により、産業創造センターの管理に関する業務を行わなければならない。

(1) この条例の規定を遵守し、適正な産業創造センターの運営を行うこと。

(2) 産業創造センターの利用者に対して公平かつ適切にサービスの提供を行うこと。

(3) 個人情報の漏えいの防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。

(4) 施設等の維持管理を適切に行うこと。

(協定の締結)

第20条 指定管理者の指定を受けた団体は、産業創造センターの管理に関し、規則で定める事項を記載した協定を市長と締結しなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第21条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第23条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況及び利用状況に関する事項

(2) 利用料金の収入の実績に関する事項

(3) 管理経費の収支状況に関する事項

(4) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者による産業創造センターの管理の実態を把握するために必要なものとして市長が定める事項

(業務報告の聴取等)

第22条 市長は、産業創造センターの管理の適正を期するため必要と認めるときは、指定管理者に対し、その管理の業務、経理の状況等について報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行うことができる。

(指定の取消し等)

第23条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、又はその他指定管理者の責めに帰すべき理由により当該指定管理者による産業創造センターの管理を継続できないと認めるときは、その指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は業務の停止を命じたときにおいては、指定管理

者に損害が生じて、市長は、その賠償の責めを負わない。

（利用料金）

第24条 利用者は、指定管理者に対し、利用料金を納付しなければならない。

2 前項に規定する利用料金は、指定管理者の定める期日までに納入するものとする。

3 利用料金は、別表に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

（利用料金の収入）

第25条 産業創造センターの利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

（利用料金の減免）

第26条 指定管理者は、規則で定める基準に従い、収受する利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の不返還）

第27条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、その利用料金の全部又は一部を返還することができる。

（入場の制限）

第28条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者の入場を制限し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがある者
- (3) 指定管理者の指示に従わない者
- (4) その他産業創造センターの管理に支障をきたすおそれがある者

（個人情報の安全管理及び秘密保持義務）

第29条 指定管理者及び産業創造センターの管理の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施するとともに、産業創造センターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とする。

（市長による管理）

第30条 第5条から第9条まで、第11条、第12条及び第24条から第28条までの規定は、指定管理者に代わって、市長が産業創造センターの管理を行う必要が生じたときについて準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第5条第2項中「指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が、特に必要と認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長が特に必要と認めるときは」と、第6条第3項中「指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長が特に必要と認めるときは」と、第7条から第9条第1項まで中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第9条第2項中「市及び指定管理者」と

あるのは「市」と、第 1 1 条中「あらかじめ指定管理者の承認を得た上で、市長の許可」とあるのは「市長の許可」と、第 2 4 条第 1 項及び第 2 項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第 3 項中「指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める」とあるのは「市長が定める」と、第 2 6 条から第 2 8 条まで中「指定管理者」とあるのは「市長」と、別表中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

（委任）

第 3 1 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 産業創造センターの利用に係る募集、その他利用のために必要な準備行為及び指定管理者の指定のために必要な行為は、この条例の施行前においても、この条例の例により行うことができる。

附 則（令和 2 年 9 月 1 7 日条例第 3 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 2 8 日条例第 2 号抄）

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 7 条、第 2 4 条関係）

棟区分	施設区分	単位	利用料金
A棟	工場（区画 1）	1 月	2 0 6 , 8 0 0 円
	工場（区画 2）	1 月	2 0 6 , 8 0 0 円
	工場（区画 3）	1 月	2 0 6 , 8 0 0 円
	工場（区画 4）	1 月	2 0 6 , 8 0 0 円
	事務所（区画 1）	1 月	8 1 , 9 0 0 円
	事務所（区画 2）	1 月	7 9 , 6 0 0 円
	事務所（区画 3）	1 月	7 9 , 6 0 0 円
	事務所（区画 4）	1 月	8 1 , 9 0 0 円
	事務所（区画 5）	1 月	8 1 , 9 0 0 円
	事務所（区画 6）	1 月	7 9 , 6 0 0 円
	事務所（区画 7）	1 月	7 9 , 6 0 0 円
	事務所（区画 8）	1 月	8 1 , 9 0 0 円
	会議室	1 時間	5 0 0 円
B棟	事務所（区画 1）	1 月	5 6 , 2 0 0 円
	事務所（区画 2）	1 月	5 5 , 8 0 0 円

事務所（区画３）	1月	55,800円
事務所（区画４）	1月	56,200円
事務所（区画５）	1月	42,100円
事務所（区画６）	1月	56,400円
事務所（区画７）	1月	56,100円
事務所（区画８）	1月	56,400円

備考

- 1 会議室の利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間として計算する。
- 2 会議室の利用時間を延長した場合の利用料金は、1時間当たりの利用料金の100分の120に相当する額とする。
- 3 会議室を除く各区画の利用期間に1月に満たない端数があるときは、これを1月として計算する。